

新しいADR論

# 自分に向こうこと ～ADR活動の前提として～

ADRを取り扱うには「知識」だけでなく、「当事者及び関係者との信頼構築」が求められる。

司法制度改革において、ADRの拡充が重要テーマのひとつであることは周知のとおりである。調停人となるためには、法的知識や紛争内容に関する専門能力のほかに、人格的に優れた人物であることが望まれる。では、調停的な人格とはどのような意味であるかを本稿のテーマとする。

ADR  
特集 6

入江秀晃

東京大学大学院  
情報学環特任研究員  
早稲田大学紛争交渉研究所  
客員研究員

## 1 人格的問題を扱うことの難しさ

調停人としての困難さと当事者から見た切実さ

調停は、当事者が任意の話し合いで合意する手続である。当事者が調停の席を蹴って中斷する自由は認められている。調停は原則として、権威とか権力によって命令されて利用する手続ではない。当事者から、調停人が信頼されていなければ、始まらないし、終結させることもできない。

したがって、当事者は、調停人が知識だけでなく人格的にすぐれた人物であってほしいと、望む。調停制度に関して、調停人に人を得ることが重要だとしばしば言われるのはそのためである。

では、人格が優れていなければ、調停に取り組んではいけないのだろうか? 知識ならば勉強しようもあるが、人格についての評価は難しい。人格が優れているか優れていないかをいかに評価するか、人格に優れた人物をいかに調停運動に関わる仲間に引き入れるのか、こうした問題はなかなか正面から取りあげることは難しい。しかしながら、人生の重大なイベントに立ち会ってもらわなければならない当事者にとっては、何としても人格に優れた人物を選びたい。

## 2 調停的な人格を持つとは

人と人との信頼関係の築きが根幹にある

**弁護士調停人のパイオニアの1人、  
デイビッド・ホフマン氏\***

2008年1月に調停機関、学者、実務家へのインタビュー調査を行った。このとき、ボストンで、デイビッド・ホフマン氏への1時間だけのインタビューを行った。氏は、小柄で、柔軟な印象で、弁護士的な威圧感をほとんど感じさせない人物であった。大学卒業後に自営の会社経営を経て、ロースクールに入り直し、弁護士としての活動を開始した苦労人タイプの人物らしい。現在は、ボストンのなかでも利便性のよい場所に、清潔感あふれる広々としたオフィスが設けられ、超大型の弁護士事務所ではないものの、部下の弁護士を何人も抱えている。経済的にも成功しておられるらしいこともはつきりする。ハーバードロースクールで調停を教える講師も務めているという人物で、実務家として軸足を置きつつも、学術的な雰囲気もある。話をしてみると、膨大な知識がありながら、相手を萎縮させない。多忙でありながら、目の前の人をせき立てない。人をそらさない話の仕方で、包容力もある。弁護士調停人としてのパイオニアの

1人であり、コラボラティブ・ロー（共同法務）の分野でも開拓者の1人として活躍している。

後で、別の人物から、「彼は、チャンピオンだ」という表現を聞いた。米国の調停運動がなぜこのような拡がりを見せたのか、また、米国の攻撃的な弁護士文化とは必ずしも相容れないと思われる調停が、米国の弁護士の間にもこれほどまでに拡がったのはなぜか、こういう疑問を持つ日本人は多い。わたし自身は、ホフマン氏にお会いした時、米国の弁護士にもこういうあり方があるのだ、という何よりの説得感を感じた。システムとしての調停だけを考えしていてもなかなかわからないが、その人物を形作っている、そのあり方の中に調停の大切なものが存在していると、わたしは感じたのである。

### 活動家たちの「情熱」が、米国の調停運動の原動力に

米国の調停運動を、宗教運動になぞらえて語られることがときどきある。竜嵩喜助は、サンフランシスコ・コミュニティ・ボードのショーンホルツを見た時に、新興宗教の教祖のようだという第一印象を語っている（竜嵩 1985: p.22）。調停運動のリーダーのカリスマ性魅力によって、その運動体の熱心な雰囲気が作られ、メンバーが利他的に振る舞う様子が、ビジネスとか、裁判所その他の冷たい制度とは異質なものを見察し、それを、強いて言えば、宗教運動に近いものだと解釈する見方である。

こうした動きは、もちろん、冷ややかな視線にもさらされる。竜嵩は、ショーンホルツに対して、別の弁護士からの「弁護士会におけるヒッピーのようだ」という見方を紹介している。棚瀬孝雄は、「調停の導入を熱心に説く背後には、もっとドロドロした権力意思があるのではないかという警戒にもなる。“裁判を受ける権利”をすべての人に保障できない政治権力が、苦しまぎれの策として、調停による解決の幻想を振りまいているのではないか」と述べる（棚瀬 1986）。和田安弘は、このような「幻想としてのインフォーマル・ジャスティス」には限界があった点を指摘する（和田 1996）。

しかしながら、こうした「活動家」の熱心さが、米国の調停運動を支えたのもまた事実である。例えば、有名な『調停のプロセス』（Moore 2003）を著したクリストファー・ムーア（Moore, C.）もそうした活動家の1人である。ムーアとも近く、自身も活動家であるバーナード・メイヤー（Bernard Mayer）は、情熱（élan）という言葉を使って、活動家が紛争分野にもたらした影響を指摘している（Mayer 2004: p.151）。

社会的課題に向き合いつつ、自分自身のふるまい、あるいは自分自身内部の葛藤にも向き合い、世の中が少しでもよくなるには、自身をどう使うのがよいかを考えながら、活動を拡げていった。もちろん、運動の後退も見られた。助成金が大幅にカットされたり、时限のプロジェクトが継続されなかつたりしたこと也有った。しかし、全体として、90年代以降も米国で調停の普及が進んだのは、活動の意義を社会的に丁寧に説明しつつ、運営者自身が信頼を獲得し、味方を増やしていくからであるとも言える。扱う件数も増えるが、それはその前の実践を拡張する形で制度化が進んだからである※2。実践における価値創造と、活動の限界の両面を誠実に説明する延長に、発展と飛躍がある。

マニュアル社会とも言われる米国には、調停技法のマニュアル※3はもとより、調停センターを作るためのマニュアルまで存在する（Bellard 2001）。運動がスケーラブルに展開できるように、その方法論の開発に意識があったことは事実であろう。しかし、他面において、活動を行っている者自身の人間的な魅力が、こうした運動の伝播の原動力であったのである。

### わが国においてもADR運動は、人と人との「信頼」を基礎にしている

二弁仲裁センターの創設に中心的な役割を果たした原後山治は、ADRは人に対する信頼にもとづく手続であると明確に述べている（原後 1997: p.64）。ADRは制度というより運動であるとも言われるが、それは、人と人との信頼関係を築きながらの漸進的な運

動のあり方を指していた。弁護士会のADRは、当初において、このような運動的側面が強かつたのが、次第に、体裁だけを整えるADRの増加を招いている。初期の運動的理念の後退と共に、隣接法律専門職との業界対応としての側面が増してきたためと思われる。その結果として、センターの数が増えるのに、案件の数が増えないという現象が見られる。

隣接法律専門職ADRの動きでも、結局は、その運営を「誰が」「どのように」やっているかを見ながら、まわりの同業者が持ち込んだり持ち込まなかつたりする。もちろん業務範囲の問題は存在するが、該当する事件でも、あえて勧めてよいかどうかを見極めている現状であろう。

### 3 当事者は「路傍の人」ではないということ 同じ痛みを分かち合える可能性

昨今は、コミュニケーションスキルとしての調停技法の有用性が強調されるが、他方では、調停手続が専門性の適用による簡易迅速処理が強調される。こうしたなかで、生身の人間同士が出会う場所としての調停という本来の位置づけが、どこか、抽象化、希薄化しているような気がしてならない。

小山昇は、大正期の調停法において、「当事者は路傍の人ではないという根本觀」が存在していると述べている（小山 1977: p.18）。大正期の調停法が、陪審法の制定と期を同じくし（借地借家調停法は1922年、陪審法は1923年の制定）、素人主義がその精神にあった。つまり、当事者と調停人は交換可能な存在という理念が存在していたのである。無論、時代の制約もあり、素人調停人は、徳望家に限られ、実質的な交換可能性が担保されていたわけでは決してない。しかし、原理的には、同じ人間として、同じ痛みを分かち合える可能性についての信頼が、調停制度の前提とされていましたことにもう一度関心が払われても良い。

竜嵩は、「人間は不可解であり、ときに不条理である。それにもかかわらず、人間は人間を信じなければ生きていけない存在である。・（調停は）そ

うした人間を理解するための一里塚である」と書く（竜嵩 1985: p.33）。当事者の中の不条理性は、調停人である自分の中にもある。調停人が自分の中にある不条理を自分で許せているのかが問題になる。自分の中にある不条理を許すというのは、反省せずに自分を甘やかすことではない。自分の不完全さを直視し、その上で、その不完全さを許すことが大切である。自分を甘やかすのは、自分の不完全さから目を背けることであり、これらは真逆である。アルビー・デイビス（Albie Davis）は、調停において、「自分のなかの最良のところも最悪のところも、調停に出てくる当事者の中に必ず見てしまう」という（Davis 1989: p.19）。自分に向き合い、自分の不完全さから目をそらさない調停人には説得力が生まれる。そして、当事者の不完全性・不条理性を裁かない調停人は、当事者の変化の触媒となりうる。

### 4 自分に向き合う方法

自分の行動・言動を振り返ることの重要性を知る

#### 自分に向き合うための 様々な方法

レビン小林久子は、米国で調停を行っていたときに、調停の日に、朝出てから夜帰るまでの一連の自身の行動を、映画を見るようにふりかえっていたと述べている。下記調停委員へのメッセージ（講演録）の一文を紹介する。

#### 調停委員へのメッセージ

##### 意識を持って調停し、調停について語りましょう

私事で恐縮ですが、私は調停人として働き始めたころ、調停終了後、電車の中や喫茶店で、その日の調停を始めから終わりまで、映画を見るようにたどるということを行いました。私の言葉を聞いて当事者が見せた反応、当事者がひとつずつ言葉を口にするときのためらいなどを思い出し、何故そうなのか、もし私がその言葉を使わなかったらどうなったか、他にもっといい表現はなかつただろうか、といったことを考えるのです。時には、当事者に直接尋ねることもありました。そのようなことを繰り返しているうちに、私が考えることにひとつのパターンというか、カラーがあることが分かってきたのです。それが、私の調停理念でした。

（レビン 小林 2009: p.92）

自分を含めたその状況を見るための視点を獲得するための努力を続ける中に、調停人としての関わり方を見ている。

このように、調停を行いながら、ふりかえるという方法が一つの理想型としてある。

調停人としての経験以外でも、日々、様々なことを感じながら生活している自分自身を見つめる方法は存在する。

廣田尚久（弁護士）も波多野二三彦（弁護士）もADR分野では高名な先駆者であるが、彼らは内観※4を行っている。

わたし自身が参加した「T グループ」と呼ばれる合宿形式（4～6泊程度）のグループエクササイズ※5は、小集団の活動でありながら、結局は自分自身と向き合うトレーニングである。

こうしたトレーニングは、カルトとすれすれの関係にある。話題は、またしても新興宗教に近接する。メディエーション（調停、mediation）とメディテイション（瞑想、meditation）が、かつては、しばしば混同されたというのは、米国調停人のよくあるジョークだが、米国には瞑想を日常に取り入れる調停人や、気づき（mindfulness）の調停における果たす役割を強調する調停人もいる。

## 自分に向き合うための ひとつのエクササイズ

比較的大がかりな設定を必要とせずに実施できる、自分に向き合うための具体的な練習方法を紹介したい。これは役割交換エクササイズ（ロールリバーサルエクササイズ）と呼ばれているものである。私自身、ハーバードロースクールのボーデン教授（Bordone）による交渉トレーニングの一部として受講した。次ページの資料は、その受講経験を元に、日本人相手に実施しやすいように説明を再構成したものである。

このエクササイズは、自分が実際にちょっと困っている場面を使う、一種のロールプレイである。しかし、一般的な架空設定の調停ロールプレイと異なり、自分自身の日常生活の一部を切り出して行うため、客

観的に扱うことが難しくなる。

手順としては、

- ①事例提供者が支援者にインタビューを受け困っている内容を話す。
- ②事例提供者が困らせている人に成り代わり、やはり支援者にインタビューを受けて話ををする。
- ③事例提供者は困らせている人、さきほどまでインタビューをしていたものは事例提供者本人になりかわって話し合いを行う。

といった流れをとり、事例提供者と支援者が入れ替わるので、都合6つの役割を演じる。このエクササイズのミソは何と言っても、困っている人が困らせている人になって、自分の役を演じる相手と話・交渉をするという第三段階のパートであるが、実際にやってみると、その問題に対して、かなり新鮮な見方を獲得できる場合もある。

ボーデン教授は、このエクササイズを行った直後に、自分は息子に謝らなければならないとわかったので、以降のトレーニングは中断してすぐに帰ることにしたという初老の男性のエピソードを紹介していた。

このエクササイズの実施の前提是、

1. 微妙な情報も出て来るため、参加者相互に信頼できる学習グループである。
2. 参加者自身がこうした問題に取り組みたいという準備ができている。

という条件が最低限必要である。時間的には2.5～3時間程度で実施可能である。

このエクササイズは、全国青年司法書士協議会（全青司）による2010年度全8日間の研修プログラムの最終日に行った。実際に研修に参加した感想としては、「見たくない自分を、他の人に演じてもらっているのを見る機会になった」といったものや、逆に、「自分が言いたくてなかなか言い出せないことを、存分に言ってもらえてすっきりした」といったものもあった。「自分自身を視野に入れてみる」という一見、簡単そうなことを、いかに日常行っていないのかに気づけるエクササイズである。

# 現実の交渉相手を演じることで「気づき」を発見する 「役割交換エクササイズ」

このエクササイズの目的は、「相手の立場を理解する」ということを実際的に経験してみることにあります。調停人の立場では、当事者が相手当事者の立場を思いやらないことにイララたりする場面もあります。しかし、一般に実際に問題を抱えた本人にとっては、相手の立場を理解すること自身が不愉快なことです。こうした状況を自分のこととして、体験的に理解することがワークのねらいです。

## 事例の選び方

あなたにとって大切な本当の事例を使ってエクササイズを行います。以下の3つの約束事だけを考慮して下さい。ビジネス、家庭、恋愛、友人関係などどのような場面でもかまいません。事例の情報はクラス全体では共有しません。あなたが選ぶ1人と二人だけでワークを行います。ペアワークの相手とは、秘密を厳守して行って下さい。講師に対しても内容を話す必要はありません。

### (1) あなたが関与する実際のケース

架空の設定ではなく、現実の問題を扱います。あなたが個人的に関与するものでなくてはいけません。つまり一方当事者があなたである場合の事例を選んで下さい。

### (2) 困難・未解決・重要であること

あなたが困難であるという問題を選んで下さい。また、すでに結論が出たものではなく、未解決の問題を選んで下さい。あなたがうまく対応できるかどうか、疑問があり、不安が残っている問題を選んで下さい。

### (3) 二当事者間であり、多数当事者間ではないこと

1対1でやりとりをする場面を選んで下さい。二人以上と同時に話をする場面は選ばないで下さい。事例の選択に、10分も20分もかける必要はありません。直感的に選んで下さい。

## エクササイズ手順

### ■事前準備

#### 1. 参加のスタンス

プライベートな情報を扱いますので、中で話された情報の取り扱いには充分に注意してください。

#### 3. 事例の準備

「事例の選び方」の方法に従って、話をする話題を考えます。(15分間)

#### 2. 設営

机をすべて一箇所によせて、広い空間に椅子だけが置いてある状態にします。2人につき3つの椅子を準備します。3つの椅子には、「相談者」「支援者」「相手方」と書かれた紙を置くか張り付けるかをしておきます。

#### 4. ペアを決める

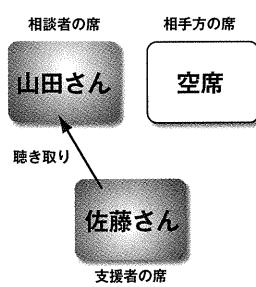
二人でワークを行います。かなりプライベートな情報を扱いますので、この人となら情報をシェアできると思える人とペアになってください。

### ■エクササイズスタート

#### 5. ワークの開始(①~④までで30分間)

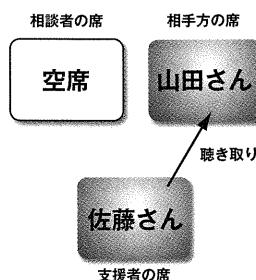
##### ① 支援者が相談者から聴き取り

話し手が、「相談者」の席に、聴き手が「支援者」の席に座ります。「相手方」の席は空席です。「支援者」の席の人が、「相談者」から状況の詳細を聴き取ります。



##### ② 支援者が相手方から聴き取り

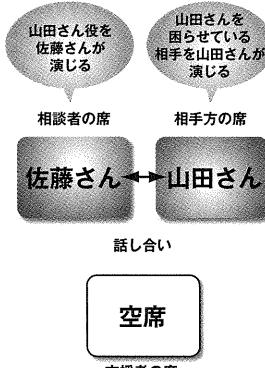
話し手が、「相談者」から「相手方」の席に移動します。「相談者」の席は空席です。「支援者」の席の人が、「相手方」から状況の詳細を聴き取ります。(「相手方」の席に移った人は、その人物になりきって話を下さいます)。



#### 6. 互いに、立場を変えてもう一度行います。

##### ③ 「相談者」と「相手方」の話し合い

「支援者」の席の人が、「相談者」の席に移ります。「支援者」の席は空席です。もともと「相談者」だった人が「相手方」に座って、「相手方」になりきって話を開始します。「支援者」として聞き取りをしていた人が本人役(「相談者」役)になるわけです。したがって、多少不自然な話し合いになりますが、完全にその通りになることを目指さず、実際にやってみてどう感じるかを大切にして下さい。



##### ④ ふりかえり

「相談者」と「相手方」がもう一度席を入れ替えます(①の席に戻ります)。「相談者」にとって、どんな気づきが得られたのかを考えます。

事前の設定  
事例提供者：山田さん  
パートナー：佐藤さん

空席

支援者の席

## 5 当事者を尊敬すること

調停人の役割を果たすために

本稿で扱った、「自分に向き合う」という話題は、羞恥心なしには語りにくい。おまえはどの程度できているかと問われれば、体を小さくして恥じ入るしかない。この原稿を書きながら、自分自身は人格者とはほど遠い凡人に過ぎないのに、何を大げさな話をしているかという思いが離れない。

わたし自身は、調停技法トレーナーとして傾聴を教えながら、妻からは眉間にしわを寄せた不機嫌な様子がうつとうしいと言われたり、小学生の息子たちにも話を聴いていないと責められたりもする。しかし、その一方で、ここで扱った問題こそが核心であり、はじめのあいさつや言い換えなどの典型的な調停技法など、何ほどのこともないという思いもある。

いや、わたしだけではなく、心あるメディエーショントレーナーなら誰でも、技法以前のスタンスや、理念、社会運動としての側面などこそが、いわゆる“コミュニケーションスキル”などよりもよほど大事であると信じているように思える。（念のために書くと、調停ロールプレイなどを通じて様々な調停技法を学ぶのは、慣れることで当事者に対して、事務的あるいは雑に扱うためではない。当事者や紛争の個別性に向き合うために、調停人自身の癖やエゴがいかに邪魔をす

るかを知るためにある。人格者として完成していなくても、調停者の役割を果たすための礼儀作法といつてもよいかもしれない。その意味では、当然、具体的な調停技法を学ぶことには意味がある。）

自分に向き合うことの困難さを知るものは幸いである。司法書士で調停人の芝知美は、「自分にも相手にも紛争にも正面から立ち向かっている当事者をとても尊敬している」という（芝 2008: p.57）。わたくしは、調停人の役割は、このような構えを持てるかどうかに尽きたとさえおもう。

このようなおもいを持って、当事者に対峙できさえすればよいのだから、調停人の役割とはまことに単純なものである。しかし実際にそれができるのは、自分に向き合う困難さを知るものに限られるであろう。

※ 1 ホフマン氏の弁護士事務所は、下記のサイトを参照。  
<http://www.bostonlawcollaborative.com/>  
 2010年7月16日アクセス。

※ 2 わが国のように実践のない分野にいきなり規制を置くというような逆立ちした政策がとられることはなかった点も重要だろう。

※ 3 ムーアの「調停のプロセス」も、調停技法マニュアルの一つとして、代表的な存在である。調停マニュアルは、調停機関毎に整備されているといつてもよいほど広範に受け入れられている。わが国では、レビン小林久子の著作が、米国のそれをわかりやすく伝えたものと言えるだろう。（レビン 小林 1994, レビン 小林 1998, レビン 小林 2004）

※ 4 吉本伊信によって始められた、わが国特有の心理療法の一種として紹介される。もともとは、浄土真宗の修行法の一つをもとに、万人向けの修養法に変形したものである。

※ 5 グループダイナミックスの理論的な成果を踏まえた、小集団内でのコミュニケーションを学ぶトレーニングプログラムである。トレーニング内容については、（山口 2006）などを参照。

- Bellard, Jan (Ed.) (2001) *Developing and Managing Mediation Centers for Your Community*, NAFCM Training Institute. ■ Davis, Albie M.. (1989) "The logic behind the magic of mediation", *Negotiation Journal*, 5 (1), 17-24. ■ Mayer, Barnard S. (2004) *『Beyond Neutrality - Confronting the Crisis in Conflict Resolution』*, Jossey-Bass. ■ 棚瀬孝雄 (1986) "アメリカ人の調停観—調停のねらいと概要", 米英における小規模紛争処理実態調査報告書 . 新堂 幸司 eds., 有斐閣, 109-111. ■ 原後山治 (1997) "仲裁は楽しい—二弁仲裁センターの事例に思う", 弁護士会仲裁の現状と展望 . 第二東京弁護士会 eds., 判例タイムズ社, 64-79. ■ 小山昇 (1977) *『民事調停法』*, 有斐閣 . ■ レビン 小林久子 (1994) *『ブルックリンの調者』*, 信山社. ■ レビン 小林久子 (1998) *『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』*, 信山社. ■ レビン 小林久子 (2004) *『調停への誘い—紛争管理と現代調停のためのトレーニング書』*, 日本加除出版. ■ レビン 小林久子 (2009) "調停委員へのメッセージ: 意識を持って調停し、調停について語りましょう", *法政研究*, 76 (1), 81-99. ■ 竜寄喜助 (1985) "地域社会の私的紛争解決制度—アメリカ合衆国とのコミュニティー・ボードの例 (海外学術調査報告シリーズ2)", 判例タイムズ, 557, 20-33. ■ 芝知美 (2008) "メディエーション実務と可能性", *市民と法*, 53, 52-59. ■ 和田安弘 (1996) "幻想としてのインフォーマル・ジャスティス", 紛争処理と合意 . 棚瀬孝雄 eds., ミネルヴァ書房, 23-42. ■ 山口真人 (2006) "人間関係トレーニングと個人集団の問題—私を育てる教育への人間学的アプローチ", *人間関係トレーニング (第二版)*, 津村 俊充 & 山口 真人 eds., ナカニシヤ出版. ■ Moore, Christopher W. (2003) *『The Mediation Process Practical Strategies for Conflict Resolution』*, 3rd, Jossey-Bass. / ムーア著 レビン小林久子訳・編 (2008) *『調停のプロセス』* 日本加除出版